



## 民法（債権法）改正の要点 5

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



### 12 多数当事者

新法は多数当事者の債務について、①債務の目的が可分であり法令の規定または当事者の意思表示がなく、各債務者にその給付が分割される分割債務、②債務の目的が可分であるが法令の規定又は当事者の意思によって各債務者が債権者に対し全額の履行を要する連帯債務、③債務の目的が性質上不可分である不可分債務を規定し、他方、多数当事者の債権について、①債権の目的が性質上可分であり法令の規定または当事者の意思表示がなく、各債権者にその給付が分割される分割債権、②債権の目的が性質上可分であるが法令の規定または当事者の意思表示によって各債権者それぞれが全部の履行を請求することができる連帯債権、③債権の目的が性質上不可分である不可分債権を規定しています。

#### (1) 連帯債務

##### 1) 連帯債務者の一人に生じた事由の効力

旧法440条は原則として連帯債務者の一人について生じた事由は他の連帯債務者に対してその効力を生じないとしています。新法も同様ですが、

債権者および他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは当該他の連帯債務者に対する効力はその意思に従うとしました（新法441条）。

旧法は履行の請求（旧法434条）、更改（旧法435条）、相殺等（旧法436条）、免除（旧法437条）、混同（旧法438条）、時効の完成（旧法439条）について例外的に他の連帯債務者にもその効力が及ぶとしていますが、新法はこれを見直し、連帯債務者の一人について履行の請求、免除、時効の完成の事情が生じても他の連帯債務者に対してその効力を生じないとししました。他の連帯債務者に対してその効力を生じる事由は、更改（新法438条）、相殺（新法439条）、混同（新法440条）のみですが、なかでも相殺について旧法436条2項は連帯債務者が相殺を援用しない間はその連帯債務者の負担部分について他の連帯債務者が相殺を援用することができるとしていたのを、新法はその連帯債務者の負担部分の限度において債務の履行を拒むことができるにとどめました（新法439条②）。

##### 2) 連帯債務者の求償権

###### ① 求償権行使の要件

連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の

財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあつては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有するとしました（新法442条①）。

② 事前通知を怠った連帯債務者の求償の制限

旧法443条1項は、連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができるとしています。

しかし、他の連帯債務者があることを知らない者が通知することは困難であるため、新法443条1項は、履行の請求を受けていない場合であっても他の連帯債務者があることを知りながら連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しなかったときは、他の連帯債務者は債権者に対抗できる事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができるとなりました。

③ 事後通知を怠った連帯債務者の求償の制限

新法443条2項は事前通知の場合と同様の理由から、共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながら通知を怠ったため、他の連帯債務者が善意で免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は自己の免責を得るための行為を有効であったとみなすことができるとなりました。

④ 資力のない者の負担部分の分担

連帯債務者の中に償還する資力のない者があ

るときは、求償者および他の資力ある者の間で負担部分に応じて分割して負担し、求償者及び他の資力のある者が負担部分を有しないときは平等に負担することとしました（新法444条）。

(2) 連帯債権

連帯債権は旧法に規定がなく、新法で明文の規定を設けました（新法432条～435条の2）。

連帯債権者の一人の行為または一人について生じた事由は、原則として他の連帯債権者に対してその効力を生じませんが、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債権者に対する効力はその意思に従うとしました（新法435条の2）。

連帯債権者の一人がする履行請求（新法432条）、更改または免除（新法433条）、相殺の援用（新法434条）、連帯債権者の一人に生じた混同（新法435条）は他の連帯債権者に効力が及ぶとし、債務者は全ての連帯債権者のために各債権者に対して履行をすることができるとなりました（新法432条）。

(3) 不可分債権・不可分債務

旧法では目的が性質上可分でも当事者の意思表示によって不可分債権、不可分債務が成立するとしていたのを、新法では目的が性質上不可分であるときにのみ不可分債権、不可分債務が成立するとしました（新法428条、430条）。

不可分債権については連帯債権に関する規定を準用しますが、債権の目的が性質上不可分であることから、連帯債権者の一人に生じた更改または免除、混同についての規定は準用されません（新法428条）。

不可分債務については連帯債務に関する規定を準用しますが、債務の目的が性質上不可分であることから、連帯債務者の一人に生じた混同についての規定は準用されません（新法430条）。